

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	小児医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は、小児医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

横浜市長

公表日

令和6年10月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	小児医療費助成に関する事務
②事務の概要	<p>小児医療費助成に関する事務は、横浜市小児の医療費助成に関する条例(平成6年9月条例第34号。以下「条例」という。)に基づき、小児の保護者に対し医療費の一部を助成することにより、小児を健やかに育成するとともに、その家庭における生活の安定を図り、もって小児の福祉の増進に寄与することを目的とする事務である。</p> <p>なお、特定個人情報は次の事務に利用する。</p> <p>○資格取得事務 保護者からの申請に基づき、小児医療証を作成・交付する。この際、条例第4条の規定に基づき、資格の判定を行うとともに、県補助金事務のために所得の確認を行う。</p> <p>○更新事務 小児医療費助成の資格は、保護者の申請によって開始するが、この資格は、原則1年ごとに更新される。更新の際には、資格の判定を行うとともに、県補助金事務のために所得の確認を行う。</p> <p>○給付事務 小児医療費助成制度は、医療機関窓口で小児医療証を提示することによる現物給付が原則であるが、現物給付のできない県外医療機関で受診した場合などは、事後に現金給付を行う。</p> <p>○児童給付事務 小児医療費助成制度では、乳児と幼児等には、小児医療証を交付するが、児童には小児医療証を交付しないこととなっている。ただし、条例第2条第1項の規定により児童でも資格を有する場合がありますため、その場合は事後に現金給付を行う。</p> <p>これらの事務を行うにあたって必要となる情報を入手するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条及び第19条で定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務></p> <ul style="list-style-type: none">・情報連携のため、横浜市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。・市民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。・市民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	乳幼児サブシステム、統合番号連携システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、Public Medical Hub (PMH)

2. 特定個人情報ファイル名

小児医療費助成データベース、統合番号連携ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第2項 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第1項 番号法第19条第6号
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第9号

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局生活福祉部医療援助課
②所属長の役職名	医療援助課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>横浜市役所 市民局市民情報課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882</p> <p>鶴見区役所 区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680</p> <p>神奈川区役所 区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021</p> <p>西区役所 区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321</p> <p>中区役所 区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121</p> <p>南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112</p> <p>港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321</p> <p>保土ヶ谷区役所 区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 045-334-6221</p> <p>旭区役所 区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12 045-954-6023</p> <p>磯子区役所 区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335</p> <p>金沢区役所 区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721</p> <p>港北区役所 区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221</p> <p>緑区役所 区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220</p> <p>青葉区役所 区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31-4 045-978-2221</p> <p>都筑区役所 区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 045-948-2222</p> <p>戸塚区役所 区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321</p> <p>栄区役所 区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335</p> <p>泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335</p> <p>瀬谷区役所 区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町190 045-367-5635</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	横浜市健康福祉局生活福祉部医療援助課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-4115
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年9月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年9月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書及び全項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

判断の根拠	<p>①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること <p>②特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策として、事務取扱の手引きや事務マニュアルの整備、特定個人情報を取扱う職員全員に対しての取扱に関する研修を実施、特定個人情報を取扱う全ての部署に対しての定期的な自己点検及び相互監査、などを講じている。</p> <p>上記のことから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と判断する。</p>
-------	---

9. 監査

実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
-------	---

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
--------------	--	--

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/>	<p><選択肢></p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</p> <p>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</p> <p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>9) 従業者に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年2月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>○資格取得事務【(別添1)資格取得事務 参照】 保護者からの申請に基づき、小児医療証を作成・交付する。この際、保護者の所得が制限内であることを確認し、制限内であれば医療証を交付し、制限超であれば却下通知を交付する。</p> <p>○月次更新事務【(別添1)月次更新事務 参照】 小児医療費助成の資格は、保護者の申請によって開始するが、この資格は、毎年の誕生日に更新される。更新の際には、保護者の所得を確認し、制限内であれば医療証を交付し、制限超であれば却下通知を交付する。</p> <p>○特例勸奨事務【(別添1)特例勸奨事務 参照】 小児医療証は、1～6月生まれの場合、現年度の課税所得の情報が確定していないので、誕生日の所得判定は前年度の課税所得によって行われ、現年度の課税所得の情報が確定した段階(毎年6～7月頃)で申請があった場合は再度判定する。判定の際には、保護者の所得を確認し、制限内であれば医療証を交付し、制限超であれば却下通知を交付する。</p> <p>○給付事務【(別添1)給付事務 参照】 小児医療費助成制度は、医療機関窓口で小児医療証を提示することによる現物給付が原則であるが、県外医療機関で受診した場合は、現金給付する。給付申請の際は、小児医療証を確認するか、乳幼児サブシステムで対象小児の資格を確認する。</p>	<p>○資格取得事務【(別添1)資格取得事務 参照】 保護者からの申請に基づき、小児医療証を作成・交付する。この際、保護者の所得を確認し、横浜市小児の医療費助成に関する条例第4条の規定に基づき、資格及び一部負担金有無の判定を行う。</p> <p>○更新事務【(別添1)更新事務 参照】 小児医療費助成の資格は、保護者の申請によって開始するが、この資格は、原則1年ごとに更新される。更新の際には、保護者の所得を確認し、定められた条件において資格及び一部負担金有無の判定を行う。</p> <p>○特例勸奨事務【(別添1)特例勸奨事務 参照】 小児医療証は、1～6月生まれの場合、現年度の課税所得の情報が確定していないので、誕生日の所得判定は前々年の所得によって行い、前年の所得の情報が確定した段階(毎年6～7月頃)で申請があった場合は再度判定する。判定の際には、保護者の所得を確認し、定められた条件において資格及び一部負担金有無の判定を行う。</p> <p>○給付事務【(別添1)給付事務 参照】 小児医療費助成制度は、医療機関窓口で小児医療証を提示することによる現物給付が原則であるが、現物給付のできない県外医療機関で受診した場合は、事後に現金給付する。給付申請の際は、一部負担金相当額を控除した額を助成する。</p>	事後	事務内容の変更により、新たな特定個人情報を取り扱うことになるため、事前評価が必要だが、すでに他の特定個人情報と同様の保護措置を講じている。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年2月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	○児童給付事務【(別添1)児童給付事務 参照】 小児医療費助成制度では、乳児と幼児等には、小児医療証を交付するが、児童には小児医療証を交付しない。このため、児童の給付は現金給付の申請の都度、保護者の税情報を確認する必要がある。	○児童給付事務【(別添1)児童給付事務 参照】 小児医療費助成制度では、乳児と幼児等には、小児医療証を交付するが、児童には小児医療証を交付しない。	事後	事務内容の変更により、新たな特定個人情報を取り扱うことになるため、事前評価が必要だが、すでに他の特定個人情報と同様の保護措置を講じている。
平成30年2月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	横浜市小児の医療費助成に関する条例(抜粋) 第2条 この条例において「小児」とは、学校教育法第1条に規定する中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部又はこれらに準ずるもの(以下「中学校等」という。)を卒業する日又は修了する日の属する月の末日(中学校等を卒業する日又は修了する日の属する月の末日に入院している場合で、当該入院が同日以後継続するときは、当該入院が終了した日。ただし、当該卒業する日若しくは修了する日の属する月の末日又は当該入院が終了した日が、18歳に達する日の属する月の末日を経過するときは、18歳に達する日の属する月の末日)までの間にある者をいい、小児を次のように分ける。 (1) 乳児 1歳に達する日の属する月の末日までの間にある者 (2) 幼児等 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち乳児以外の者(平成29年4月1日より対象年齢拡大のため「9歳」を「12歳」に改める。) (3) 児童 小児のうち乳児及び幼児等以外の者	(削除)	事後	事務内容の変更により、新たな特定個人情報を取り扱うことになるため、事前評価が必要だが、すでに他の特定個人情報と同様の保護措置を講じている。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年2月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>2 この条例において「保護者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母。この場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該小児は、当該父又は母のうちいずれか当該小児の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</p> <p>(2) 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない小児を監護し、かつ、その生計を維持する者</p> <p>第4条 横浜市は、対象小児が医療取扱機関において保険各法により医療を受ける場合に要する次に掲げる費用(食事療養に係る費用を除く。)のうち、当該対象小児の保護者が負担すべき額(以下「自己負担額」という。)に相当する額を助成する。</p> <p>(1) 対象小児のうちの乳児(以下「対象乳児」という。)及び幼児等(以下「対象幼児等」という。)にあつては、医療に係る費用</p> <p>(2) 対象小児のうちの児童(以下「対象児童」という。)にあつては、入院に係る費用</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、対象幼児等及び対象児童の保護者に対する助成は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める当該保護者の所得が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該保護者の扶養親族等でない18歳に満たない者が当該保護者が当該所得のあった年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは行わない。</p>	(削除)	事後	表現の修正であり、事務内容に影響を及ぼす変更ではないため。
平成30年2月15日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0004 横浜市港南区港南中央通10-1 045-847-8321 泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0016 横浜市泉区和泉町4636-2 045-800-2335	港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321 泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335	事後	重要な変更項目ではないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号	【照会】 番号法第19条第8号	事後	軽微な変更であるため
平成31年1月4日	I 関連情報 5. 評価書実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康福祉局生活福祉部医療援助課長 岩崎均	医療援助課長	事後	軽微な変更であるため
平成31年1月4日	II しきい値判断項目 1. 対象者数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年3月31日時点	平成30年11月30日時点	事後	軽微な変更であるため
平成31年1月4日	IV リスク対策	(なし)	(項目を追加)	事後	軽微な変更であるため
令和6年5月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	横浜市小児の医療費助成に関する条例(平成6年9月条例第34号)	横浜市小児の医療費助成に関する条例(平成6年9月条例第34号。以下「条例」という。)	事後	
令和6年5月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	○資格取得事務【(別添1)資格取得事務 参照】 保護者からの申請に基づき、小児医療証を作成・交付する。この際、保護者の所得を確認し、横浜市小児の医療費助成に関する条例第4条の規定に基づき、資格及び一部負担金有無の判定を行う。	○資格取得事務 保護者からの申請に基づき、小児医療証を作成・交付する。この際、条例第4条の規定に基づき、資格の判定を行うとともに、県補助金事務のために所得の確認を行う。	事後	
令和6年5月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	○更新事務【(別添1)更新事務 参照】 小児医療費助成の資格は、保護者の申請によって開始するが、この資格は、原則1年ごとに更新される。更新の際には、保護者の所得を確認し、定められた条件において資格及び一部負担金有無の判定を行う。	○更新事務 小児医療費助成の資格は、保護者の申請によって開始するが、この資格は、原則1年ごとに更新される。更新の際には、資格の判定を行うとともに、県補助金事務のために所得の確認を行う。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	○特例勸奨事務【(別添1)特例勸奨事務 参照】 小児医療証は、1～6月生まれの場合、現年度の課税所得の情報が確定していないので、誕生月の所得判定は前々年の所得によって行い、前年の所得の情報が確定した段階(毎年6～7月頃)で申請があった場合は再度判定する。判定の際には、保護者の所得を確認し、定められた条件において資格及び一部負担金有無の判定を行う。	(削除)	事後	
令和6年5月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	○給付事務【(別添1)給付事務 参照】 小児医療費助成制度は、医療機関窓口で小児医療証を提示することによる現物給付が原則であるが、現物給付のできない県外医療機関で受診した場合などは、事後に現金給付する。給付申請の際は、一部負担金相当額を控除した額を助成する。	○給付事務 小児医療費助成制度は、医療機関窓口で小児医療証を提示することによる現物給付が原則であるが、現物給付のできない県外医療機関で受診した場合などは、事後に現金給付を行う。	事後	
令和6年5月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	○児童給付事務【(別添1)児童給付事務 参照】 小児医療費助成制度では、乳児と幼児等には、小児医療証を交付するが、児童には小児医療証を交付しないこととなっている。ただし、条例第2条第1項の規定により児童でも資格を有する場合があるため、その場合は事後に現金給付を行う。	○児童給付事務 小児医療費助成制度では、乳児と幼児等には、小児医療証を交付するが、児童には小児医療証を交付しないこととなっている。ただし、条例第2条第1項の規定により児童でも資格を有する場合があるため、その場合は事後に現金給付を行う。	事後	
令和6年5月31日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	乳幼児サブシステムファイル、統合番号連携ファイル、小児業務固有番号管理ファイル	小児医療費助成データベース、統合番号連携ファイル	事後	
令和6年5月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【照会】 番号法第19条第8号	【情報照会】 番号法第19条第9号	事後	
令和6年5月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	市民局市民情報センター 231-0017 横浜市中区港町1-1 045-671-3884	市民局市民情報課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月31日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	神奈川県横浜市中区港町1-1 TEL:045-671-4114	231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-4115	事後	
令和6年5月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年11月30日 時点	令和5年11月30日 時点	事後	
令和6年5月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年11月30日 時点	令和5年11月30日 時点	事後	
令和6年10月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(末尾に追記)	<p><Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報連携のため、横浜市は、Public Medical Hub (PMH) へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・市民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・市民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。 	事前	
令和6年10月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(末尾に追記)	Public Medical Hub (PMH)	事前	
令和6年10月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	(末尾に追記)	番号法第19条第6号	事前	
令和6年10月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年11月30日 時点	令和6年9月30日 時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月31日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年11月30日 時点	令和6年9月30日 時点	事前	
令和6年10月31日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	(新規)	十分である	事前	
令和6年10月31日	同上 判断の根拠	(新規)	<p>①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること <p>②特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策として、事務取扱の手引きや事務マニュアルの整備、特定個人情報を取扱う職員全員に対しての取扱に関する研修を実施、特定個人情報を取扱う全ての部署に対しての定期的な自己点検及び相互監査、などを講じている。</p> <p>上記のことから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と判断する。</p>	事前	
令和6年10月31日	Ⅳ リスク対策	8. 監査	9. 監査	事前	
令和6年10月31日	Ⅳ リスク対策	9. 従業者に対する教育・啓発	10. 従業者に対する教育・啓発	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(新規)	[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事前	